

中国の輸出管理制度の運用動向 (2023 年 12 月時点)

~中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説~

> 2024年1月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所 調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

2023 年後半、商務部および税関総署より中国の輸出管理に係る施策が次々と公表されました。例えば、2023 年 7 月 3 日には「ガリウムおよびゲルマニウムの関連品目に対する輸出管理の実施に関する公告」(商務部、税関総署公告 2023 年第 23 号、2023 年 8 月 1 日施行。以下、「2023 年 23 号公告」といいます)が、2023 年 10 月 20 日には「黒鉛品目の臨時輸出管理措置の最適化調整に関する公告」(商務部、税関総署公告 2023 年第 39 号、2023 年 12 月 1 日施行。以下、「2023 年 39 号公告」といい、2 つの公告を総称して、以下、「両公告」といいます)が公布されました。また、2023 年 11 月 1 日には商務部より「『大口商品輸出入の報告統計調査制度』の発布に関する通知」(以下、「輸出入報告制度」といいます。当該制度の実施期間は 2023 年 10 月 31 日となります)が公布されました。なお、「輸出入報告制度」は、輸出許可証管理の対象であるレアアースを輸出する対外貿易事業者に対して新たに所定の輸出情報報告義務を課していることから注目を集めています。

本稿では、これらの輸出管理に関する施策の内容を整理・分析し、コンプライアンスリスク管理上、関連企業が注意すべき事項等について解説いたします。

1. 「両公告」について

(1) 対象品目

① 「2023年23号公告」の対象品目

「2023 年 23 号公告」では、下表に示す特性に該当するガリウムおよびゲルマニウムの関連品目について、許可なく輸出することを禁じており、当該品目の輸出にあたっては、事前に「両用品目および技術輸出許可証」を取得する必要があります。下記の対象品目は、2023 年 12 月 29 日に公布された 2024 年度の「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」(商務部、税関総署公告 2023 年第 66 号、2024 年 1 月 1 日施行。以下、「2024 年版目録」といいます)の「II、両用品目および技術輸出許可証管理目録」の「十、特殊両用品目および技術」の「(三) ガリウムおよびゲルマニウムの関連品目」に収録された品目ですが、一部の品目については参考 HS コードが調整されています(下線を付した HS コードは、「2024 年版目録」において追加された HS コードです)。

類別	品目	参考 HS コード
ガリウム	金属ガリウム(単体)	8112929010、
関連品目		8112929090、
		8112999000
	窒化ガリウム(ウエハー、粉末、砕料等の形態を含	2850001901、
	むが、これらに限定されない)	3818009001、
		3825690001、
		<u>8541410010</u>
	酸化ガリウム(多結晶、単結晶、ウエハー、エピウ	2825909001、
	エハー、粉末、砕料等の形態を含むが、これらに限	3818009002、
	定されない)	3825690002

	1	1
	リン化ガリウム(多結晶、単結晶、ウエハー、エピ	2853904030、
	ウエハー等の形態を含むが、これらに限定されな	3818009003、
	(1)	3825690003
	ヒ化ガリウム(多結晶、単結晶、ウエハー、エピウ	2853909026、
	エハー、粉末、砕料等の形態を含むが、これらに限	3818009004、
	定されない)	3825690004
	インジウムガリウムヒ素	2853909028、
		3818009005、
		3825690005
	セレン化ガリウム(多結晶、単結晶、ウエハー、エ	2842909024、
	ピウエハー、粉末、砕料等の形態を含むが、これら	3818009006、
	に限定されない)	3825690006
	アンチモン化ガリウム(多結晶、単結晶、ウエハ	2853909029、
	一、エピウエハー、粉末、砕料等の形態を含むが、	3818009007、
	これらに限定されない)	3825690007
ゲルマニ	金属ゲルマニウム(単体。ウエハー、粉末、砕料等	8112921010、
ウム関連	の形態を含むが、これらに限定されない)	8112921090、
品目		8112991000、
		9001909070
		9002201010,
		9002209010
	ゾーンメルティング法ゲルマニウムインゴット	8112921090
	リン化亜鉛ゲルマニウム(ウエハー、粉末、砕料等	2853904040、
	の形態を含むが、これらに限定されない)	3818009008、
		3825690008
	ゲルマニウムエピ基板	8112921090
	二酸化ゲルマニウム	2825600002(「2024年
		版目録」では、当該参考
		HS コードは削除され、
		2825600001 が追加されて
		います。)、
		3818009009、
		3825690009
	四塩化ゲルマニウム	2827399001、
		3818009010、
		3825690010
<u></u>	1	1

上表から、ガリウム、ゲルマニウムの単体・その化合物のいずれも輸出管理の対象となっていることが分かります。また、その形態について、特定の品目では、「ウエハー、粉末、砕料等の形態を含むが、これらに限定されない」といった記述も付け加えられています。

② 「2023 年 39 号公告」の対象品目

「2023 年 39 号公告」では、下表に示す特性に該当する黒鉛品目について許可なく輸出することを禁じており、当該品目の輸出にあたっては、事前に「両用品目および技術輸出許可証」を取得する必要があります。下記の対象品目は、「2024 年版目録」の「II、両用品目および技術輸出許可証管理目録」の「十、特殊両用品目および技術」の「(四) 黒鉛関連品目」に収録されています。

品目	参考 HS コード
高純度(純度>99.9%)、高強度(曲げ強度>30	3801100030、3801909010、
Mpa)、高密度(密度> 1.73g/cm3)の人造黒	6815190020
鉛材料およびその製品	
天然鱗片状黒鉛およびその製品(球状化黒鉛、	2504101000、2504109100、
膨張黒鉛等を含む)	3801901000、3801909010、
	3824999940、6815190020

なお、「2023 年 39 号公告」では、「商務部、国防科学技術工業委員会、税関総署公告 2006 年 50 号」(一部の黒鉛類関連製品について臨時輸出管理措置を講じることを定めた通達。 2006 年 7 月 27 日公布、2006 年 9 月 1 日施行。以下、「2006 年 50 号公告」といいます) は、2023 年 12 月 1 日を以て廃止するとしています。

2006年12月31日以降、商務部、税関総署より公布されている各年度の「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」(毎年年末に次年度版の目録を公布。例外として2015年は2回公布されました)の「核両用品目および関連技術輸出管理リスト掲載の品目および技術」には、臨時規制品目として黒鉛類関連製品が含まれることから、「2006年50号公告」の改訂版とも見なされています。

2023年度の「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」(商務部、税関総署 2022年第42号、2022年12月30日公布、2023年1月1日施行。以下、「2023年版目録」といいます)の「核両用品目および関連技術輸出管理リスト掲載の品目および技術」に掲載されている臨時規制品目の黒鉛製品と「2023年39号公告」の対象品目との比較を下表に示します。

2023 年版目録	2023 年 39 号公告
197.その他の <u>人造黒鉛</u> (HS コード	高純度(純度>99.9%)、高強度(曲げ強度>30
3801100090)	Mpa)、高密度(密度> 1.73g/cm3)の <u>人造黒鉛</u>
	材料およびその製品(参考 HS コード:
	3801100030、3801909010、6815190020)
203. <u>膨張黒鉛</u> (HS コード:	天然鱗片状黒鉛およびその製品(球状化黒鉛、
3824999940)	<u>膨張黒鉛</u> 等を含む) (参考 HS コード:
204.表面が処理された 球状化黒鉛 (HS:	2504101000 、 2504109100 、 3801901000 、
3801901000)	3801909010、3824999940、6815190020)
198.その他の黒鉛またはその他の炭素	撤廃
を基材とする製品[ペースト状、 塊状、	
板状の製品 (半製品を含む)]) (HS コー	

ド:3801909000)	
199.非電気機器用の黒鉛またはその他	撤廃
の炭素精製品(HSコード:6815190010、	
6815190090)	
200. 炉用炭素電極 (HS コード:	撤廃
8545110000)	
201. その他の炭素電極(金属を含むか	撤廃
否かは問わない) (HS コード:	
8545190010、8545190090)	
202. 照明器具用炭素棒、電池用炭素棒	撤廃
およびその他の黒鉛製品(金属を含むか	
否かは問わない) (HS コード:	
8545900000)	

上掲の対比表および「2024 年版目録」を見れば、上記 198 番~202 番の商品については、臨時規制がすでに撤廃されたことが分かります。なお、「2023 年 39 号公告」および「2024 年版目録」では、「2023 年版目録」に含まれない黒鉛品目が輸出管理措置の対象となっています。例えば、「2023 年版目録」における「表面が処理された膨張黒鉛」および「球状化黒鉛」では、いずれも天然鱗片状黒鉛を用いた「加工製品」が対象となっていますが、「2023 年 39 号公告」および「2024 年版目録」においては、加工製品のほか、天然鱗片状黒鉛そのものも輸出管理の対象となっています。

③ 留意点

ア)対象品目と HS コードとの関係

「両公告」では、対象品目に対応する HS コードについて、「参考」と銘打っており(「2024 年版目録」においても、同目録に記載されている HS コードは、あくまで参考に供するものであるという説明が付されています)、HS コードに該当する品目のみが輸出管理の対象となるわけではないと解されることから、注意が必要です。輸出事業者は、輸出する品目について、成分等の具体的な特性に基づき、「両公告」の対象品目に該当するか否かを判断する必要があります。

輸出する品目が「両公告」の対象品目に該当する可能性がある場合、まず適用する HS コードを確定する必要があります。 HS コードが不明な場合、または、その選択の正否の判断がつかない場合には、商務部または税関当局に問い合わせるのがよいでしょう。対象品目であるにも関わらず、別の HS コードで輸出した場合、許可を得ずに輸出管理品目を輸出したとみなされ、処罰(過料、営業停止命令、輸出事業の許認可の取消し等)を受ける恐れがあります。情状が重大な場合には、密輸とみなされ、刑事責任を追及される可能性もゼロではありません。

イ)「両公告」は臨時規制に該当するのか

「中華人民共和国輸出管理法」第9条の規定により、国家輸出管制管理機関は、輸出

管理リスト外の貨物、技術およびサービスに対し、臨時規制を実施することができること、また、臨時規制の実施期間は2年を超えないことが定められています。ただし、「2024年版目録」では、臨時規制品目とそれ以外の品目が分けて定められており、「2023年23号公告」の対象品目および「2023年39号公告」の対象品目に対する規制は、いずれも臨時規制ではないことが分かります。

(2) 輸出許可の申請方法

「両公告」によると、対象品目を輸出するにあたり、輸出事業者は、省レベルの商務主管機関を介して、商務部に「両用品目および技術輸出許可証」の交付申請を行う必要があります。申請の際に必要な文書・資料は次のとおりです。

- ✓ 両用品目および技術輸出申請書
- ✓ 輸出に係る売買契約書、協議書等の文書の原本またはその写し
- ✓ 輸出する品目の技術説明または試験報告書
- ✓ エンドユーザーおよび最終用途の説明
- ✔ 輸入事業者およびエンドユーザーの概要
- ✓ 申請者の法定代表者、主要責任者および手続者の身分証明書

(3) 許可決定にかかる日数について

「両公告」では、「商務部は、輸出許可申請の書類を受け取った日から審査を行う、または、関係機関と共に審査を行うものとし、かつ法定期限内に、許可または不許可の決定を行わなければならない」と定めています。

商務部の公式サイトの説明によれば、ガリウムおよびゲルマニウムの関連品目、黒鉛品目の輸出許可申請に対する審査期限はいずれも 45 営業日とされています(ただし、必要に応じて国務院の審査認可に委ねる場合は、この限りではありません)。

(4) 実務状況

「2023 年 23 号公告」について、商務部は、2023 年 9 月 21 日の定例記者会見において「ガリウムおよびゲルマニウムの関連品目の許可申請に関して、関連規定に適合すると判断したいくつかの輸出申請についてはすでに認可を下しており、『両用品目輸出許可証』1の交付も行っている」としており、「2023 年 39 号公告」についても、2023 年 12 月 14 日の定例記者会見において「関連規定に適合するものと判断したいくつかの輸出申請については、すでに認可している」とのことですが、詳細な情報(企業名等)については明らかにされていません。

2.「輸出入報告制度」について

「輸出入報告制度」では、原油、鉄鉱石、銅精鉱、カリ肥料を「輸入報告を実施するエネルギー・資源製品目録」に新たに掲載したほか、輸出許可証管理の対象であるレアアースを「輸出報告を実施するエネルギー・資源製品目録」に新たに掲載しており、これらの製品の

¹ これは、「両用品目および技術輸出許可証」の略称として使用されていると思われます。

輸出入に従事する貿易事業者に対し、関連する輸出入情報報告の義務を課しています。

同制度の対象品目について、貿易事業者は、輸出入契約の締結後、貨物の出荷後、仕向け地への着荷後、および報告事項に変更が生じた後、いずれも 3 営業日以内に電子報告システム上で報告を行う必要があります。商務部は、上記 5 種類のエネルギー・資源製品に関する輸出入報告の情報収集、整理、集計、分析、照合等の業務を、中国五鉱化工輸出入商会に委託しており、すでに当該商会より前記電子報告システム登録に係るガイドライン2が公表されています。

「輸出報告を実施するエネルギー・資源製品目録」掲載のレアアースは 73 品目(鉱物、化合物、合金等)です。

3. 日本企業および日系企業が注意すべき点

中国産のガリウムおよびゲルマニウムの関連品目、黒鉛品目への依存度が高い日本企業については、中国側(輸出事業者)と「両用品目および技術輸出許可証」取得について協議すること(エンドユーザーの概要や最終用途の説明・誓約書を提出する必要があることから、両者の連携が不可欠です)が必要です。また、許可申請が通らなかった場合に備え、中国以外の国や地域からの調達を検討する必要があると思われます。また、中国産のガリウムおよびゲルマニウムの関連品目、黒鉛品目の輸出に従事する日系企業は、輸出する品目が「両公告」に定める対象品目に該当するか否かを確認し、該当する場合、早めに「両用品目および技術輸出許可証」の交付申請を行う必要があります。

レアアースの輸出に従事する日系企業は、「輸出許可証」の申請・取得に加えて³、 輸出する品目が「輸出入報告制度」の対象品目に該当するか否かを確認し、該当する 場合には、所定の報告義務を果たさなければなりません。

北京市環球法律事務所

-

² 参考サイト:

レポートをご覧いただいた後、アンケート (所要時間:約1分)にご協力ください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230034



本レポートに関するお問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5181

E-mail : ORG@jetro.go.jp